

# 火気を使用する露店等を開設する場合の火災予防について

平成25年8月に京都府福知山市の花火大会で発生した火災を踏まえて、盛岡地区広域消防組合火災予防条例の一部が改正されました。

改正の主な内容は、祭礼、縁日、花火大会等の多数の集客が見込まれる催しにおいて、火気を使用する露店等を開設する場合は、平成26年8月1日から、消火器の準備と、あらかじめ管轄の消防署、消防分署及び消防出張所への届出が必要となりました。



## ～対象となる催しとは？～

不特定多数の来場者が集まる催しが対象となります。  
(近親者のみのバーベキューや幼稚園の保護者が主催する催し等は、対象から除かれます。)



## ～対象となる「火気」とは？～

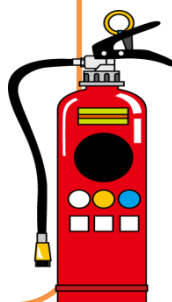
液体燃料(ガソリン等)、気体燃料(プロパンガス等)、固体燃料(炭等)又は電気を熱源とする器具のことで、例えばストーブ(灯油・電気)、コンロ、グリドル、フライヤー(ガス・電気)、たこ焼き器、発電機(ガソリン携行缶を含む)、バッテリー、七輪、IHヒーター等が対象となります。



### 1 消火器の準備

消火器は、火気を使用する方が準備します。

また、火気を取り扱う露店等に原則1本ずつ準備が必要です。

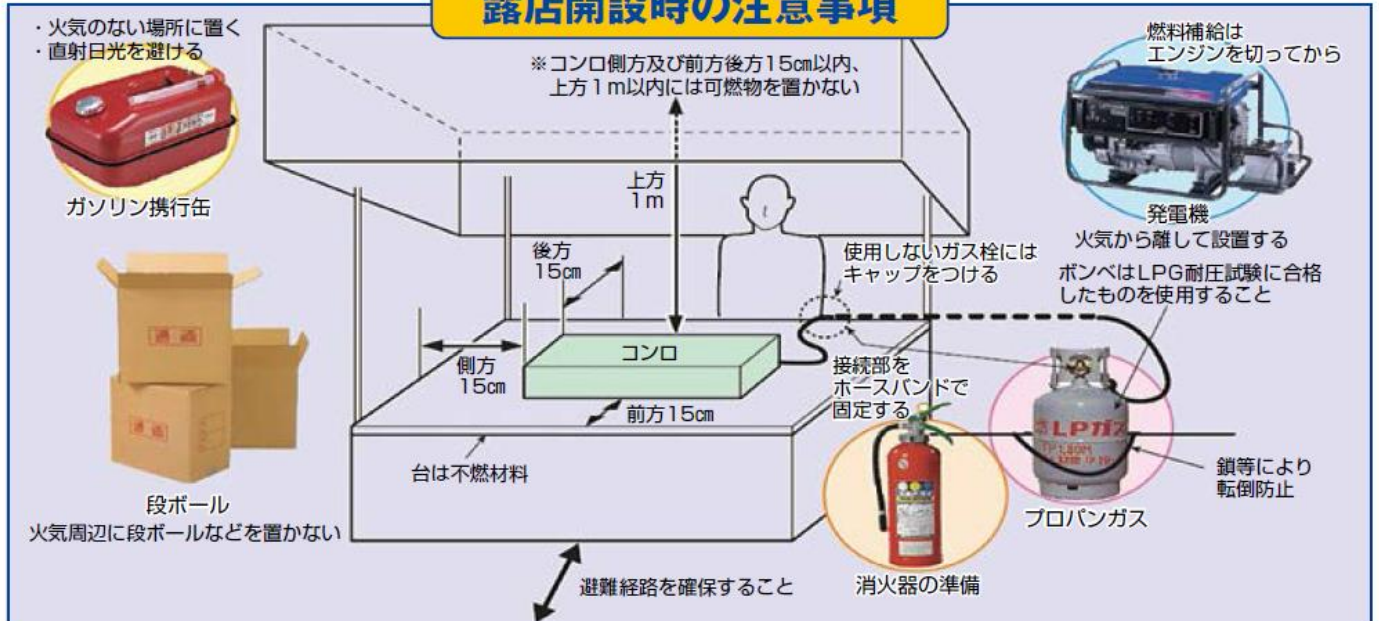


### 2 露店等開設の届出

対象となる催しで、火気を使用する露店等を開設する場合は、あらかじめ届け出が必要です。



## 露店開設時の注意事項



## 対象火気器具等を使用する際のチェックポイント

チェック項目		チェック欄
<b>① ガスコンロの取扱いに関する事項</b>		
1	使用中はその場を離れないこと。	
2	不燃性の台上で使用すること。	
3	コンロの上方1m以内、周囲15cm以内に可燃物を置かないこと。	
4	振動や衝撃で容易に転倒、又は落下するおそれのないよう据え付けること。	
5	始業前及び終了時には点検を行うこと。	
<b>② プロパンガスに関する事項</b>		
1	ボンベは水平な場所に置き、転倒しないような措置を講じること。	
2	直射日光や火気の近くを避け、風通しの良い場所に置くこと。	
3	ホースはひび割れ、劣化したものを使用しないこと。	
4	コンロとホースの接続部には、ホースバンドを取り付けること。	
5	使用しないガス栓にはゴムキャップを付けておくこと。	
6	使用後は器具栓だけでなく元栓も締めること。	
<b>③ 発電機の取扱いに関する事項</b>		
1	燃料を補給するときは必ずエンジンを止め、安全な場所で給油すること。	
2	火気から離れた避難の支障とならない位置で使用すること。	
3	長時間使用する場合は、適時にエンジンを停止するなど、過熱に注意すること。	
<b>④ ガソリン容器の取扱いに関する事項</b>		
1	ガソリンは金属容器で貯蔵するとともに、高温となるところや直射日光をさげ、通気の良い場所に保管すること。	
2	容器の蓋を開ける前に、エア調整ネジを緩めて内圧を抜くこと。	
3	ガソリンを取り扱っている周辺で、火気や火花を発する機械器具等を使用しないこと。	
<b>⑤ その他に関する事項</b>		
1	炭の残り火は、水をかけて完全に消火し、紙くず等と分別して処理すること。	
2	緊急時に備えて、避難誘導などの役割分担や連絡体制を決めておくこと。	
3	避難経路を確保すること。	

盛岡中央消防署 019-626-7303

葛巻分署 0195-66-2709

玉山出張所 019-683-2050

松園出張所 019-664-0119

岩手分署 0195-62-6119

上田出張所 019-626-0119

中野出張所 019-654-0119

★お問い合わせ先★

